

「マニユライフ投資型年金(年金額5年ラチェット型)」は、マニユライフ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

「ご契約の概要」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保管してください。

〈「ご契約のしおり／約款」記載事項の例〉

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回・保険契約の解除)制度について
- 告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 死亡給付金・死亡一時金をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

●保険契約の解除、無効について

- ・告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、死亡給付金等の支払事由が発生しても、これをお支払いできない場合があります。なお、保険契約を解除した場合、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- ・保険契約の締結に際して詐欺の行為があった場合または不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、その保険契約を無効とし、受け取った保険料は払い戻ししません。詳細については「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり／約款」を必ずご覧ください。

●「生命保険契約者保護機構」について

- ・マニユライフ生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

お問い合わせ先：「生命保険契約者保護機構」TEL. 03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

詳しくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

野村證券株式会社の担当者(生命保険募集人)はお客様とマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、変額個人年金保険(年金総額保証(特型))の取り扱いは、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。

なお、お客様が募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。照会先：マニユライフ生命 電話：042-489-8112 お問い合わせ時間：月～金 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター／0120-925-008

受付時間／月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

ホームページ／<http://www.manulife.co.jp>

募集代理店

マニユライフ投資型年金

(年金額5年ラチェット型)

変額個人年金保険(年金総額保証I型)



ゆとりあるセカンドライフを迎える

ための「2つのキーワード」

マニユライフ投資型年金

(年金額5年ラチェット型)

変額個人年金保険(年金総額保証I型)

「ふやす力」と「ささえる仕組み」

明日も、力強く進んで行くために。

ふやす力

「安全性とインフレ対応」
そのバランスをとりながら、
大切な資産を運用したい。

「運用したいが、リスクが気になる」
大切な資産を減らしたくない。

ささえる 仕組み

そんな思いに、
「ふやす力」と「ささえる仕組み」でお応えします。

※変額個人年金保険(年金総額保証I型)は、積立金額などが特別勘定の運用実績により変動(増減)するしくみの生命保険です。
そのため、特別勘定の運用実績により、積立金額は、一時払保険料を下回ることがあります。



※当パンフレットでは「保証金額付

特別勘定年金」を「特別勘定年金」と省略して記載します。また、特に記載がない限り、年金の受取総額が最低保証される特別勘定年金を選択したと仮定しています。

ふやす力

Point

「積極タイプ」と「安定タイプ」。 2つの特別勘定で、資産の成長を目指します。

▶詳しくはP5、6をご覧ください

- 株式の資産配分比率を60%まで高めた「インデックスバランス60」、多数の投資信託への分散投資を通じてアクティブに運用する「バランス25」、2つの特別勘定から選択できます。

Point

積立金額が目標金額に到達したときに、お知らせします。▶詳しくはP7をご覧ください

- ご契約時またはご契約後から年金受取開始日前までの間、目標金額を設定することができます。

ささえる仕組み

Point

「年金の受取総額」と「死亡保障」の 最低保証額(ラチェット保証額)は、 一度ふえたら下がりにません。▶詳しくはP9、10をご覧ください

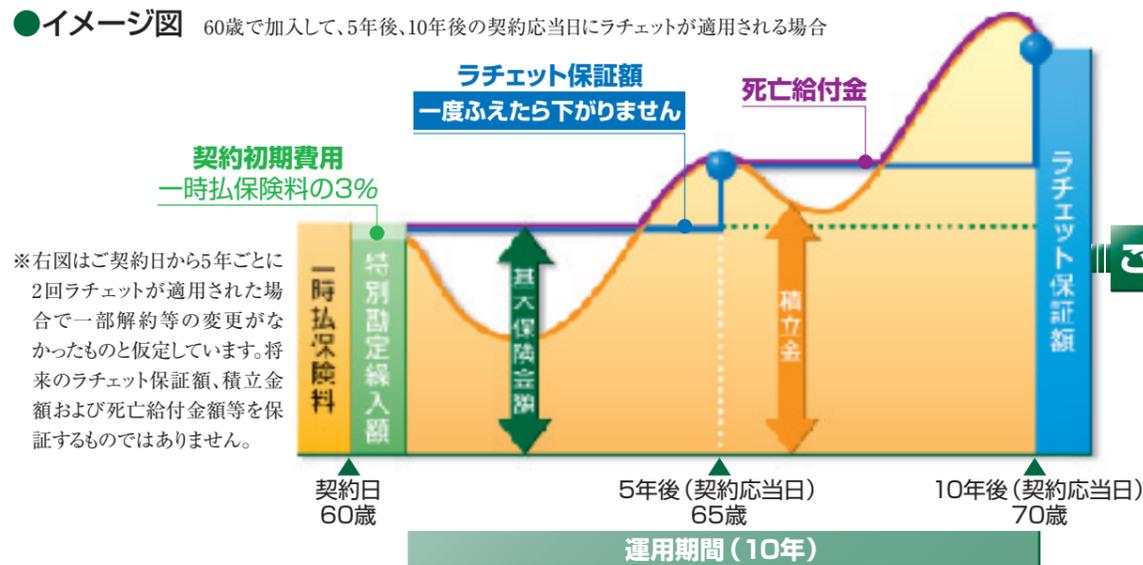
- 運用期間中も年金受取期間中も5年ごとにラチェット判定を行います。
※ラチェット判定は、4回(ご契約日から5年ごとの契約応当日)を上限に被保険者年齢(保険年齢)が80歳まで適用されます。
※年金受取期間中のラチェットは、特別勘定年金で受け取る場合に適用されます。

Point

「年金の受取総額」は、 基本保険金額(一時払保険料)の105%を 最低保証します。▶詳しくはP9、10をご覧ください

- 運用期間満了時(10年後)のラチェット保証額は、基本保険金額の105%が最低保証されます。
※基本保険金額の105%が最低保証されるのは、特別勘定年金での受け取りまたは終身保障に移行した場合です。

●イメージ図 60歳で加入して、5年後、10年後の契約応当日にラチェットが適用される場合



ラチェット保証額

ご選択 積立金額

ラチェット保証額

特別勘定年金(15年)

- 特別勘定で運用しながら、年金を受け取ることができます。
- 年金受取開始後も、5年ごとにラチェット判定を行います。
※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなりますので、契約年齢によって、判定回数異なります。(P10参照)
- 年金の受取総額は、基本保険金額の105%が最低保証されます。

▶詳しくはP11、12をご覧ください

受け取る

確定年金(5年・10年)

- 運用成果を確保して、より短い期間で年金を受け取りたい方は、確定年金による年金受取を選択できます。
- 年金受取期間は、5年、10年から選択できます。
※年金額は年金受取開始日の前日末の積立金額を年金原資としてお受け取りいただけます。

一括受取

- 運用成果を確保して、一時金での受け取りも選択できます。
※年金受取開始日の前日末の積立金額を一括受取することもできます。

年金受取期間

のこす

▶詳しくはP13、14をご覧ください

死亡保障と遺族年金特約

- 万一の場合、運用実績を死亡保障の最低保証額に反映できます。

万一の場合の死亡給付金は
下記のいずれか大きい金額を受け取れます

積立金額

ラチェット保証額

※特別勘定への繰入日の前日までの間に万一の場合、死亡給付金額は、基本保険金額と同額になります。

- 遺族年金特約を付加すると、死亡給付金を一時金で受け取る方法にかえて、年金(遺族年金)としてお受け取りいただけます。

終身保障特約

- 年金受取にかえて、生涯にわたり、死亡保障を継続することができます。
- 終身保障移行後も、5年ごとのラチェット判定を行います。
※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳まで、かつ終身保障移行10年後までが限度となりますので、契約年齢によって、判定回数異なります。(P10参照)
- 終身保障移行後の死亡給付金は、基本保険金額の105%が最低保証されます。
- 終身保障移行後も、特別勘定で運用します。

▲当パンフレットにおける「年金の受取総額は基本保険金額(一時払保険料)の105%を最低保証」等の表記について

●毎年支払われる年金には、雑所得として所得税・住民税が課税されますが、その税額については考慮していません。
●年金支払時の雑所得の金額が25万円以上となる場合、その金額の10%を源泉徴収税額として年金額から差し引いてお支払いするため、マニュアル生命からお支払いする年金の受取総額は、一時払保険料の105%を下回る場合があります。
※税務上のお取り扱い、2007年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。



ふやすカ

「積極タイプ」と「安定タイプ」。 2つの特別勘定で、資産の成長 を目指します。

マニュアル投資型年金
(年金額5年ラチェット型)
変額個人年金保険(年金総額保証I型)

選べる2つの特別勘定

●2つの特別勘定の中から、1つまたは2つの組み合わせを1%単位で選択できます。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託		
	投資信託名	運用会社	信託報酬率*2
バランス25	マイストーリー・株25VA*1	野村アセット マネジメント株式会社	年率0.3675% (税抜0.35%) (実質0.90%±0.10%程度)
インデックスバランス 60	野村 インデックス・バランス60VA*1		年率0.42% (税抜0.40%)

*1 適格機関投資家専用で設定された投資信託です。なおVAはVariable Annuity(変額年金)の略称です。
*2 特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。
その他費用としてはファンドに関する租税、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等に相当する金額、監査費用などが含まれます。
また、信託報酬率は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

マイストーリー・株25VAおよび 野村インデックス・バランス60VAの運用会社のご紹介 野村アセットマネジメント

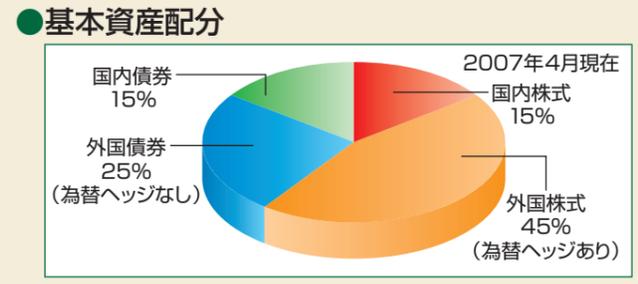
●野村アセットマネジメントは、1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、野村グループの資産運用会社です。
●お客様のニーズにあった商品開発、運用調査と顧客基盤のグローバル化に積極的に取り組むとともに、リスクマネジメントとコンプライアンス遵守の徹底を図り、日本を代表する資産運用会社としての実績を築いてきています。

※ 信託報酬は特別勘定の運用関係費に含まれます。詳しくはP15、16をご覧ください。
※ 特別勘定および主な投資対象となる投資信託の内容が変更になることもあります。
各特別勘定の詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。

野村インデックス・バランス60VA

株式の資産配分比率を60%まで高め、積極的な資産の成長を目指します。

- 主な特徴
 - ・インデックス型のファンドです。
 - ・株式(国内株式+外国株式)への資産配分比率は60%、債券(国内債券+外国債券)への資産配分比率は40%となります。
 - ・外国株式は、為替ヘッジを行うことを基本とします。外国債券は、原則として為替ヘッジを行いません。



野村インデックス・バランス60VAの運用方針

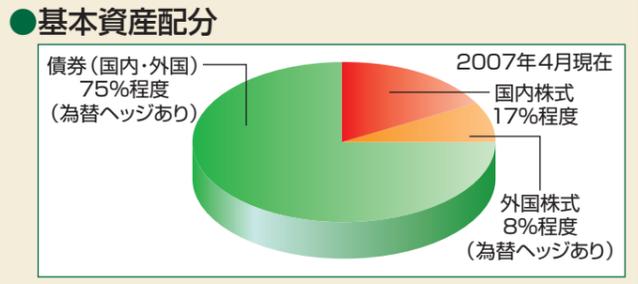
- 国内外の株式、国内外の債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 各資産配分比率は、国内株式15%、外国株式45%、国内債券15%、外国債券25%を基本とし、原則として1ヵ月毎にリバランスを行います。
- 各資産の運用は、下記のインデックスへの連動性を考慮したインデックス運用です。
【国内株式】東証株価指数(TOPIX) 【外国株式】MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)
【国内債券】NOMURA-BPI 総合 【外国債券】シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
各インデックスを上記資産配分比率で合成した合成指標を参考指標とします。
- 外国株式への投資分については、原則として為替ヘッジを行い、外国債券への投資分については、原則として為替ヘッジを行いません。

●特別勘定とは
・特別勘定とは、変額個人年金保険契約に関わる資産の管理・運用を行うための勘定です。他の保険種類の資産とは区別し、独立した体制と方針に基づき管理・運用を行います。
・特別勘定は、投資信託を利用して運用する部分と、保険契約の異動等に備える部分から構成されています。したがって、投資信託の運用実績と特別勘定資産の運用実績とは必ずしも一致するものではありません。

マイストーリー・株25VA

多数の投資信託への分散投資を通じてアクティブに運用し、
安定的な資産の成長を目指します。

- 主な特徴
 - ・アクティブ型のファンドです。
 - ・株式(国内株式+外国株式)への資産配分比率は25%程度、債券(国内債券+外国債券)への資産配分比率は75%程度となります。
 - ・外国株式および外国債券は、為替ヘッジを行うことを基本とします。



マイストーリー・株25VAの運用方針

- 組み入れるファンドを通じて、国内外の株式に25%程度を、国内外の債券に75%程度を投資して、安定的な資産の成長を目指します。
- ファンドを通じて投資する外貨建て資産は、為替ヘッジを行うことを基本とします。
- マイストーリー・株25VAは複数のファンドをパッケージにしたファンド・オブ・ファンズという仕組みで投資します。
- 投資信託の評価・分析を専門に行う「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー(NFR&T)」が、「マイストーリー・株25VA」が投資するファンドを選び、ファンド・オブ・ファンズの運用を行います。

マイストーリー・株25VAの投資顧問会社のご紹介 NFR&T

●野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、野村証券株式会社の投資信託評価と株式会社野村総合研究所の年金基金向け運用機関評価のノウハウを結集し、2000年6月に設立されました。
●NFR&Tは、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる投資顧問会社です。



ふやす力

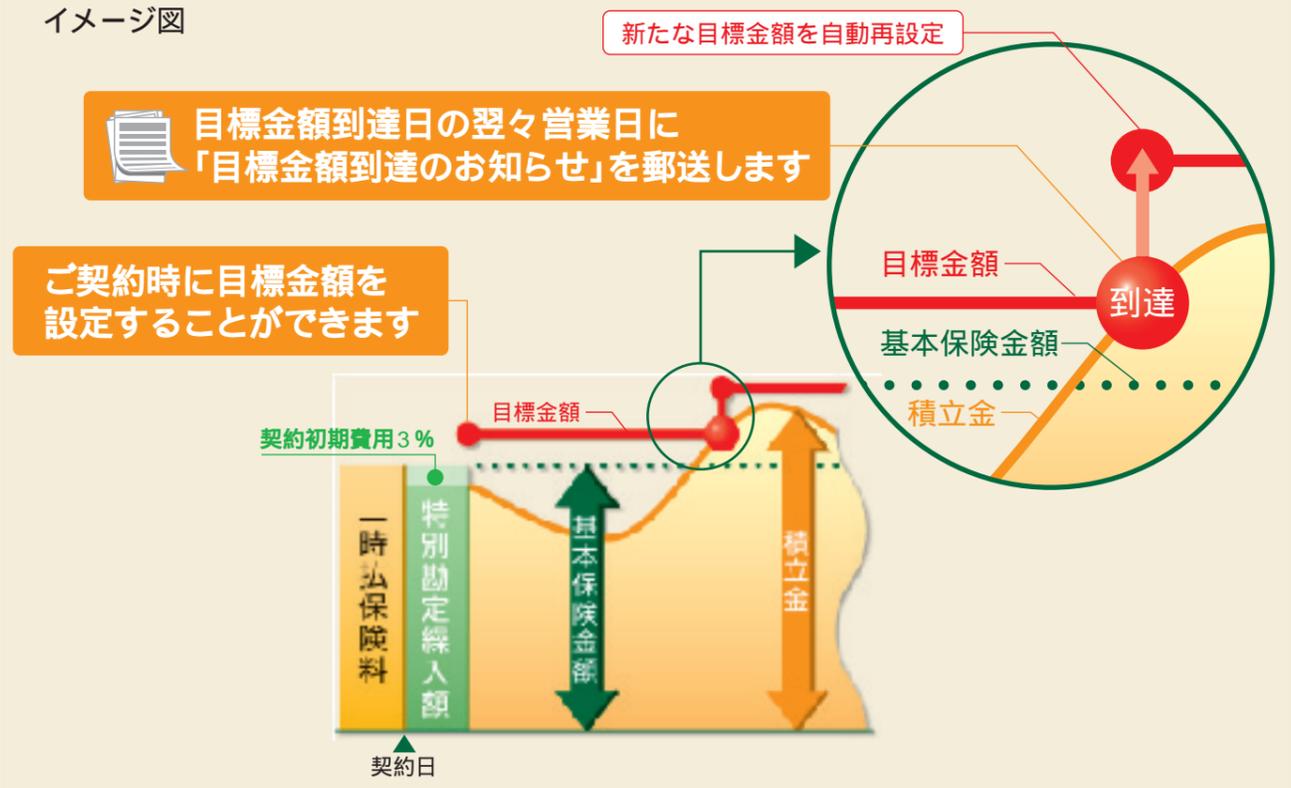
積立金額が目標金額に到達したときに、お知らせします。

マニュアル投資型年金
(年金額5年ラチェット型)
変額個人年金保険(年金総額保証I型)

目標金額到達お知らせサービス

積立金額が目標金額に到達したときに、ご契約者に「目標金額到達のお知らせ」を郵送しますので、資産の成長を実感できます。

イメージ図



※上図では、ラチェット保証額と死亡給付金の表示を省略しています。
※上図はイメージ図であり、将来の積立金額等を約束するものではありません。

- 積立金額があらかじめ設定された目標金額に到達した場合、その翌々営業日に「目標金額到達のお知らせ」を郵送します。
※主なお知らせの内容：①目標金額 ②目標金額到達日 ③目標金額到達日の積立金額 ④新たな目標金額
- ご契約時に基本保険金額の120%以上の金額で目標金額を設定することができます。
※1万円単位・10億円未満
※ただし、ご契約後に目標金額を設定する場合、設定する日の積立金額より大きい額とします。
- 目標金額に到達した場合、新たな目標金額として、下記の金額が自動で再設定されます。
新たな目標金額 = 直前の目標金額 + 基本保険金額 × 10%
※目標金額は、ご契約時またはご契約後から年金受取開始日前までの間、設定することができます。
終身保障特約を付加した場合は、終身保障移行日以後も設定することができます。
※目標金額の設定後に、新たな目標金額を任意に再設定することができます。ただし、直前の目標金額を上回ることはできません。
※「目標金額到達お知らせサービス」は、積立金の運用情報をご契約者にお知らせするためのサービスです。
目標金額到達後も特別勘定での運用を継続しているので、積立金額は、変動(増減)します。
※当サービスは、解約を推奨するサービスではなく、また、積立金額が目標金額に到達した場合でも、到達した目標金額にラチェットはしませんので、ご注意ください。

スイッチング(積立金移転)

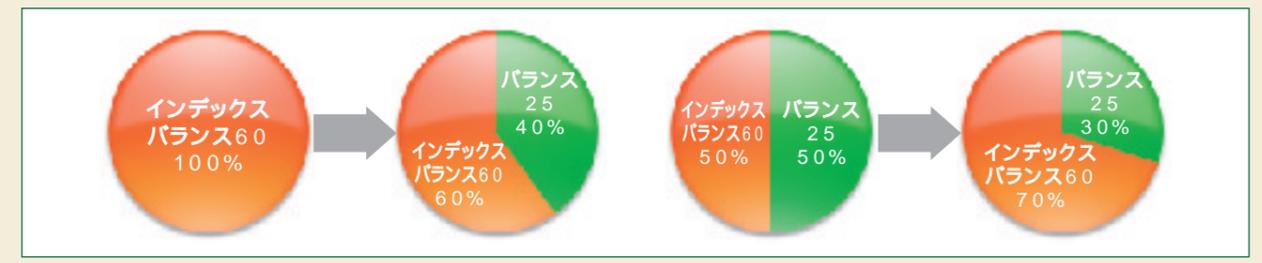
金融市場や投資スタイルの変化に対応できます。

- 運用期間中、特別勘定年金受取期間中および終身保障移行後は、自由に積立金の全部または一部を移転(スイッチング)できます。
- スイッチングは、期間に応じて、次の方からのお申し出によりお手続きを承ります。

運用期間中・終身保障移行後	特別勘定年金受取期間中
契約者	年金受取人

- 年間12回まではスイッチングを無料で行えます。
13回目から、1回あたり2,500円のスイッチング手数料がかかります。
※スイッチングの最低申込金額は1万円とし、1円単位または1%単位でスイッチングできます。ただし、特別勘定の積立金残高からスイッチング手数料を差し引いた金額が1万円未満となる場合は、積立金全額をスイッチングの最低申込金額とします。
※年間とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)のことです。

スイッチング例





ささえる
仕組み

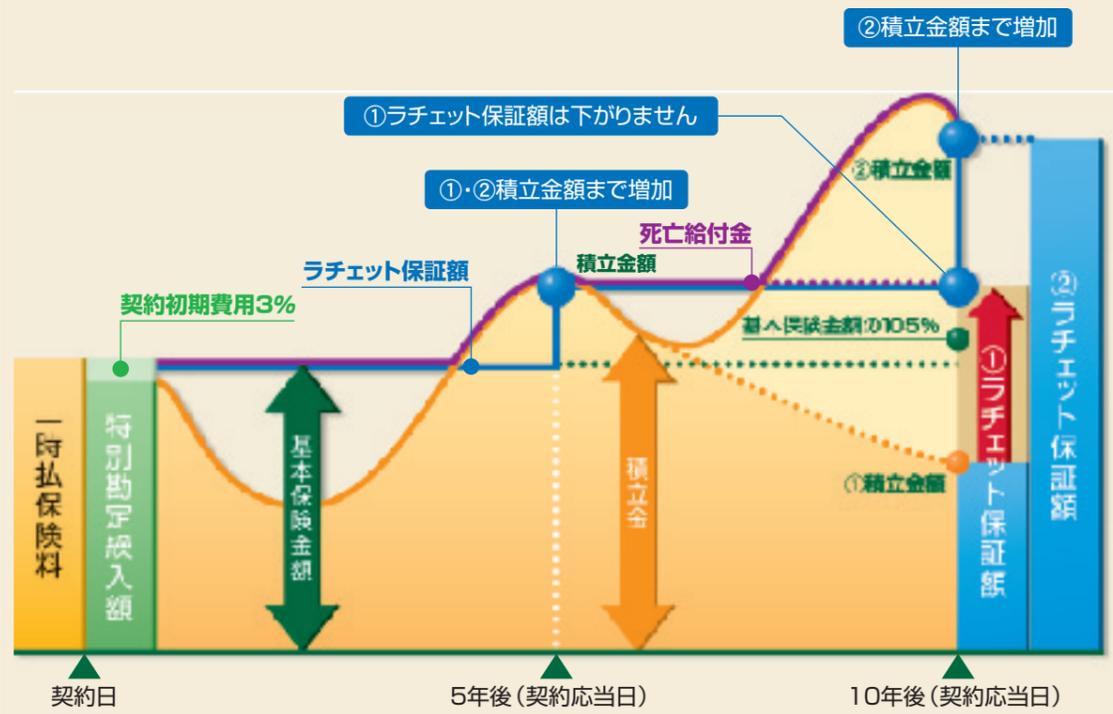
「年金の受取総額」と「死亡保障」の最低
「年金の受取総額」は、基本保険金額(一時

保証額は、一度ふえたら下がりにません。
払保険料)の105%を最低保証します。

マニユライフ投資型年金
(年金額5年ラチェット型)
変額個人年金保険(年金総額保証I型)

ラチェットする場合

●イメージ図 ①5年後のみにラチェットが適用された場合
②5年後、10年後にラチェットが適用された場合



※一部解約した場合、ラチェット保証額および基本保険金額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。
※上図はイメージ図であり、将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を約束するものではありません。

「年金の受取総額」と「死亡保障」の最低保証額(ラチェット保証額)は、
一度ふえたら下がりにません。

※一部解約した場合、ラチェット保証額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。

●ご契約日から5年間のラチェット保証額は、基本保険金額(一時払保険料)と同額ですが、その後、
5年ごと(5、10、15、20年後)にラチェット判定を行います。

第1回ラチェット判定 (ご契約日から5年後の契約応当日)は 下記のいずれか大きい金額が新しいラチェット保証額になります		第2回ラチェット判定 (ご契約日から10年後の契約応当日)は 下記の最も大きい金額が新しいラチェット保証額になります		
積立金額	ラチェット保証額 (基本保険金額)	積立金額	ラチェット保証額	基本保険金額の 105%

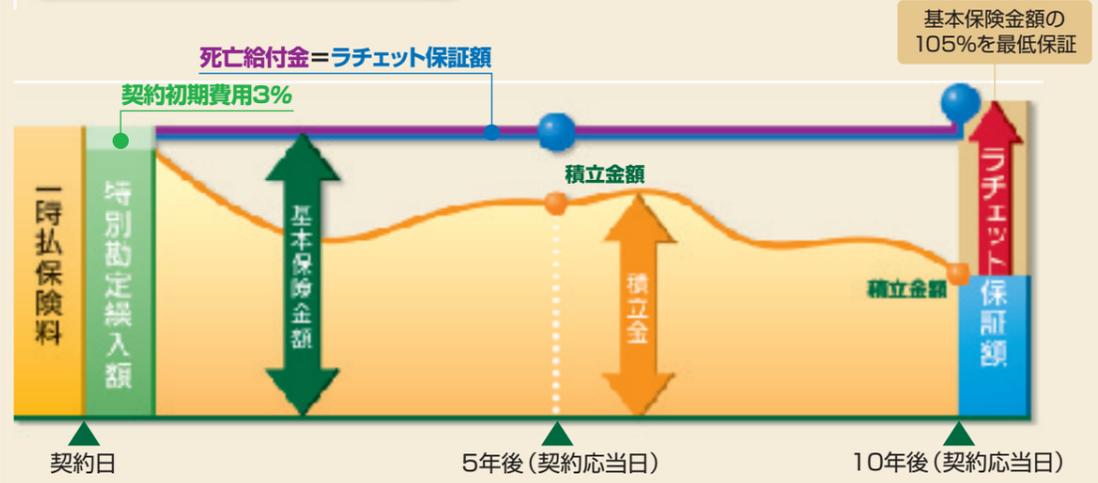
●ラチェット判定の回数・年齢限度について
ラチェット判定回数は4回(ご契約日から5、10、15、20年後の契約応当日)を上限とします。
また、ラチェット判定の年齢は、被保険者年齢(保険年齢*)80歳までとなります。
ご契約時の年齢に応じて、ラチェット判定回数が異なりますのでご注意ください。

ご契約時の被保険者年齢(保険年齢)	ラチェット判定 回数限度	内訳	
		運用期間中	特別勘定年金受取期間中 ・終身保障移行後
0~60歳	4回	2回	2回
61~65歳	3回	2回	1回
66~70歳	2回	2回	0回
71~75歳	1回	1回	0回

*保険年齢は、契約日を基準日として、被保険者の満年齢を計算し、1年未満の端数については、6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げて満年齢に1年を加算します。

ラチェットしない場合

●イメージ図 5年後、10年後にラチェットが適用されない場合



※一部解約した場合、ラチェット保証額および基本保険金額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。
※上図はイメージ図であり、将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を約束するものではありません。

運用期間満了時の「年金の受取総額」と「死亡保障」の最低保証額(ラチェット保証額)は、
基本保険金額の105%が最低保証されます。

●ご契約日から10年後の契約応当日に、積立金額またはラチェット保証額が基本保険金額の105%を
下回っている場合、「年金の受取総額」と「死亡保障」は基本保険金額の105%が最低保証されます。
●基本保険金額の105%が最低保証されるのは、特別勘定年金(15年)での受け取り、または終身保障に
移行した場合です。

※運用期間中(終身保障移行後を含む)に解約または一部解約した場合は、解約計算基準日における積立金額から解約控除額を差し引いた額を
受け取れます(ラチェット保証額ではありませんのでご注意ください)。

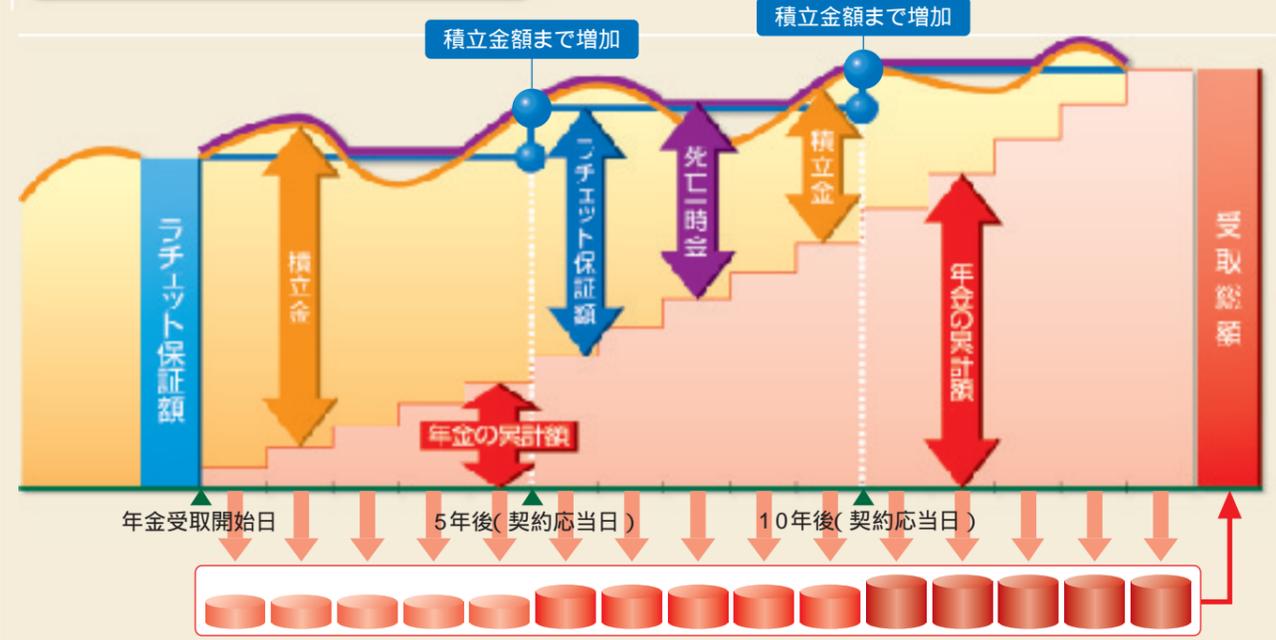


受け取る

受取方法が選べます。

特別勘定年金(15年)

イメージ図 年金受取開始日から5年後、10年後にラチェットが適用された場合



※積立金とラチェット保証額は、年金をお受け取りいただいた分、減少します。
 なお、積立金、ラチェット保証額および死亡一時金は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。
 ※特別勘定年金受取期間中に解約した場合は、解約計算基準日における積立金額をお受け取りいただけます(ラチェット保証額ではありませんのでご注意ください)。
 ※上図はイメージ図であり、将来のラチェット保証額、積立金額等を約束するものではありません。

特別勘定で運用しながら、年金を受け取ることができます。
 「年金の受取総額」は、基本保険金額の105%が最低保証されます。

- ※「年金の受取総額の最低保証(ラチェット保証)」があります。
- 年金受取開始後も、5年ごと(年金受取開始日から5年後、10年後の契約応当日)にラチェット判定を行います。
 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなりますので、契約年齢によって、判定回数異なります。(P10参照)
- 運用が好調でラチェットが適用されると、その後の年金額(年金の受取総額)が増加します。
- 次のうち最も大きい金額が「年金の受取総額」として最低保証されます。

運用期間満了時(ご契約日から10年後の契約応当日)に下記の最も大きい金額が「年金の受取総額」として最低保証

積立金額	ラチェット保証額	基本保険金額の105%
------	----------	-------------

- ラチェット保証額は、毎年受け取る年金額の方だけ減少していきます。
- 特別勘定年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、死亡一時金として死亡時の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額をお受け取りいただけます(特別勘定年金の継続受取はできません)。
- 最終年金受取時に積立金の残余额がある場合、最終年金受取時にあわせてお受け取りいただき、ご契約は終了します。
 ※特別勘定年金受取期間中に解約した場合は、解約計算基準日における積立金額をお受け取りいただけます(ラチェット保証額ではありませんのでご注意ください)。

確定年金(5年・10年)一括受取

イメージ図



※年金受取開始日の前日末の積立金額を原資として「確定年金」「一括受取」を選択できます。
 ※マニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算される年金額(年額)が5万円に満たない場合は、年金での支払いは行わず、年金受取開始日の前日末の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。また年金額(年額)が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額が3,000万円を超える部分について、第一回年金受取時に一時金で年金受取人にお支払いします。
 ※特別勘定年金にて年金受取の場合は、3,000万円の年金額の制限はありません。

運用成果を確保して、「短い期間での年金受取」または「一時金」での受け取りが選べます。

※「年金の受取総額の最低保証(ラチェット保証)」はありません。

確定年金で受け取る場合

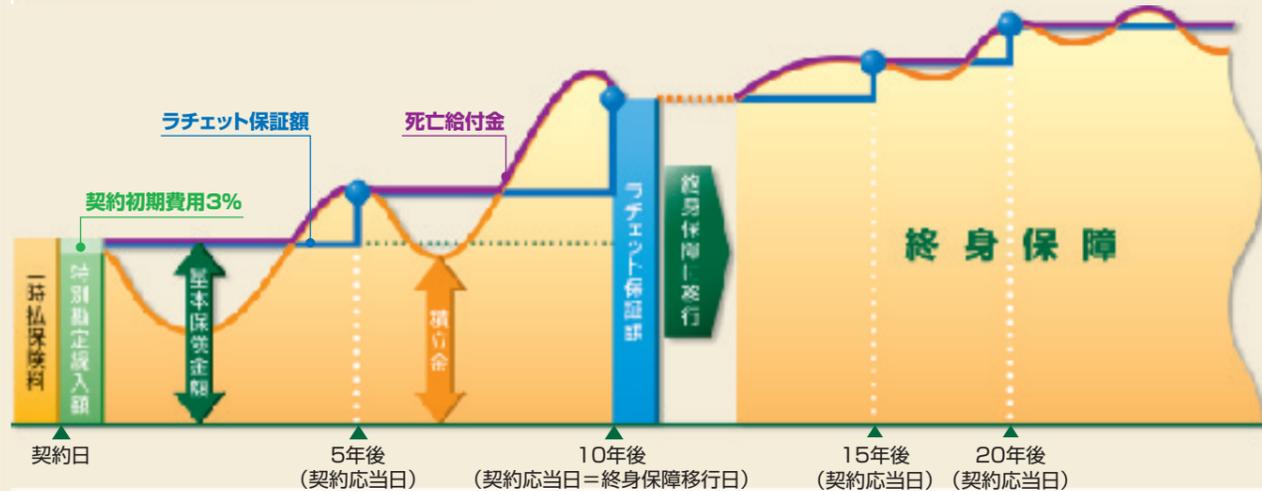
- 年金受取開始日の前日末の積立金額を年金原資として、確定年金でお受け取りいただくことも選択できます。
- 確定年金のご選択は、年金受取開始日(ご契約日から10年後の契約応当日)の前日までお取り扱いいたします。
- 年金受取期間は5年、10年のいずれかになります。
 ※年金額は、年金受取開始日の前日末の積立金額を年金原資として、ご契約日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。
 ※年金受取人のお申し出により、年金受取開始後に年金受取期間の残存期間に対する年金額の現価を一括してお受け取りいただけます。
- 年金受取期間中に被保険者が死亡した場合、次のいずれかを選択できます。
 - ①年金受取期間の残存期間に対する年金額の現価の一括受取
 - ②年金の継続受取

一括で受け取る場合

- 年金受取開始日の前日末の積立金額を一括受取することも選択できます。
- 一括受取のご選択は、年金受取開始日(ご契約日から10年後の契約応当日)の前日までお取り扱いいたします。

終身保障特約

●イメージ図 終身保障に移行し、5年後、10年後にラチェットが適用された場合



※一部解約した場合、ラチェット保証額および基本保険金額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。
 ※上図はイメージ図であり、将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を約束するものではありません。

終身保障特約を付加することにより、ご契約日から10年後の契約応当日に、年金での受け取りにかえて終身死亡保障に移行できます。

- 終身保障移行後も、特別勘定で運用します。
- 終身保障移行後も、5年ごと(終身保障移行日から5年後、10年後の契約応当日)にラチェット判定を行います。
※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳まで、かつ終身保障移行10年後までが限度となりますので、契約年齢によって、判定回数異なります。(P10参照)
- 運用が好調でラチェットが適用されると、ラチェット保証額(死亡保障の最低保証額)が増加します。
- 次のうち最も大きい金額が「死亡保障の最低保証額」として最低保証されます。

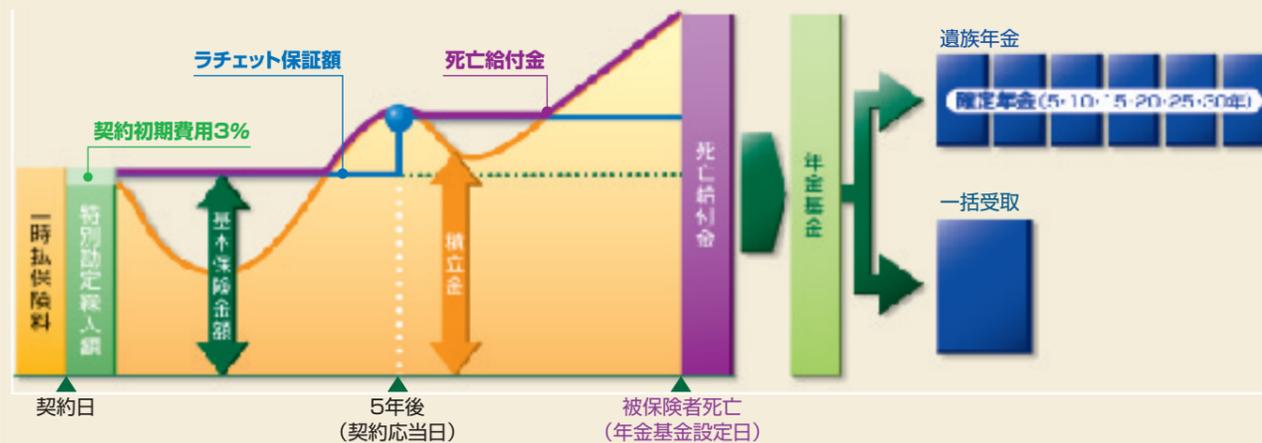
終身保障移行時(ご契約日から10年後の契約応当日)に下記の最も大きい金額がラチェット保証額(死亡保障の最低保証額)として最低保証

積立金額	ラチェット保証額	基本保険金額の105%
------	----------	-------------

- 終身保障特約は、ご契約時に付加できます。また、年金受取開始日の1ヵ月前の契約応当日まで、ご契約者のお申し出により、中途付加できます。

遺族年金特約

●イメージ図



※一部解約した場合、ラチェット保証額および基本保険金額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。
 ※上図はイメージ図であり、将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額等を約束するものではありません。

遺族年金特約を付加することにより、死亡給付金受取人は死亡給付金の全部、または一部を、一括で受け取る方法にかえて、年金(遺族年金)としてお受け取りいただけます。

※この特約は、被保険者生存時にご契約者、被保険者がお亡くなりになった後(死亡給付金が支払われる前)には死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。

●遺族年金の受取方法

- ・被保険者死亡後、死亡給付金受取人である遺族年金受取人には、それぞれの受取口座と受取方法{確定年金(5・10・15・20・25・30年)または一括受取}をご指定いただけます。
- ・保険会社は、直接、死亡給付金受取人それぞれの受取口座に、受取人が選択した受取方法で年金または一括でお支払いします。

●例 契約者・被保険者 被保険者死亡 受取人が選択した受取方法 遺族年金受取人



年金種類	確定年金(受取期間は、5・10・15・20・25・30年から選択) <small>※死亡給付金受取人は、死亡給付金を確定年金と一括受取に分割して請求することができます。 ※年金受取の場合、死亡給付金受取人は、契約者が定めた年金受取期間をそれぞれ変更することができます。</small>
年金受取日	第1回目は、マニュアル生命本社が請求書類受付後5営業日以内にお支払いします。 第2回目以後は、第1回年金受取日の毎年の応当日にお支払いします。 <small>※被保険者の死亡後にこの特約を付加した場合には、特約を付加した日の年単位の応当日にお支払いします。</small>

※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。



諸費用・税務・解約のお取り扱い

諸費用

ご契約時

10年後

運用期間

年金受取期間、終身保障移行後

ご契約時	ご契約から1年以内	運用期間中	・特別勘定年金受取期間中・終身保障移行後		確定年金受取期間中・遺族年金受取期間中						
契約初期費用 保険契約の締結などに必要な費用です。	解約控除 ご契約日から1年以内の解約に対する控除です。	保険関係費 死亡給付金等の最低保証のための費用、保険契約の締結、維持などに必要な費用です。	運用関係費 特別勘定の運用に関わります。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等 たる費用。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等 する諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用が 含まれます。 ※その他、信託事務にかかる場合があります。	スイッチング手数料 年間12回まではスイッチングを無料で行えます。13回目から、費用がかかります。 ※年間とは、契約日または契約当日から起算して1年間(1保険年度)のことです。	年金管理費 確定年金・遺族年金の年金支払の管理に関わる費用です。						
〈費用〉 一時払保険料に対して3.0%	〈費用〉 解約部分の基本保険金額に対して2.0%	〈費用〉 特別勘定の資産総額に対して年率2.50%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別勘定名</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バランス25</td> <td>年率0.3675%(税抜0.35%) (実質0.90%±0.10%程度)</td> </tr> <tr> <td>インデックスバランス60</td> <td>年率0.42%(税抜0.40%)</td> </tr> </tbody> </table>	特別勘定名	費用	バランス25	年率0.3675%(税抜0.35%) (実質0.90%±0.10%程度)	インデックスバランス60	年率0.42%(税抜0.40%)	〈費用〉 13回目から、1回あたり2,500円	〈費用〉 年金額(年額)に対して1.0%
特別勘定名	費用										
バランス25	年率0.3675%(税抜0.35%) (実質0.90%±0.10%程度)										
インデックスバランス60	年率0.42%(税抜0.40%)										
〈時期〉 特別勘定への繰り入れの際(ご契約日よりご契約日を含めて8日末)に一時払保険料から控除します。	〈時期〉 ご契約日から1年以内に解約した場合、解約部分の積立金額から解約控除(解約部分の基本保険金額×2.0%)を差し引きます。 ※解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額になります。	〈時期〉 毎日積立金から控除します。	〈時期〉 各特別勘定の投資対(信託報酬等)を毎日積	〈時期〉 象となる投資信託の信託財産に対して、上記の年率を乗じた額 立金から控除します。	〈時期〉 13回目から、スイッチング時に移転元の積立金から控除します。	〈時期〉 年金支払日に責任準備金から控除します。					

税務・解約のお取り扱い

●ご契約時

ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

●運用期間中(終身保障移行後を含む) 解約または一部解約した時の差益に対する課税

契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

●運用期間中(終身保障移行後を含む) 被保険者死亡時の課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税(非課税枠*あり)
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税枠となります(相続税法第12条)。法定相続人には、相続を放棄した人も含まれます。

●年金受取期間中の課税

年金種類	年金での受取*1	解約時*2	年金の一括受取時
特別勘定年金(15年)	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税	-
確定年金		-	所得税(一時所得)+住民税

*1 ご契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

*2 特別勘定年金は、年金を一括で受け取ることはできませんが、ご契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。

●遺族年金受取開始時の課税

契約者	被保険者	遺族年金受取人	死亡給付金支払事由発生時の課税
本人	本人	配偶者または子	「年金受給権の評価」(相続税法第24条)*1での評価額に対して相続税<非課税枠(相続税法第12条)あり>*2
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	「年金受給権の評価」(相続税法第24条)*1での評価額に対して贈与税

・被保険者死亡時に「年金受給権の評価」(相続税法第24条)が適用されるためには、被保険者生存中に遺族年金特約を付加する必要があります。

*1 遺族年金を一括受取された場合は、当該一時金額で評価した価額に対して相続税または贈与税が課税されます。

*2 死亡給付金受取人が相続人の場合、相続時には上記の評価額に対し、死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。

●ご契約の解約について

- 運用期間中(終身保障移行後を含む)にご契約を解約して、解約返戻金をお受け取りいただけます。ただし、ご契約を全部解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。その場合、受取総額の最低保証はありません。
- 解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。解約返戻金には最低保証がありませんので、受取総額は、一時払保険料を下回る場合があります。
- 解約返戻金額は、解約計算基準日(マニュアル生命の本社がご請求を受け付けた日の翌営業日)における積立金額から解約控除額を差し引いた金額です(ラチェット保証額ではありません)。
- また、特別勘定年金の受取開始後に積立金がなくなった時に解約した場合は、解約返戻金はありません。
- 一部解約した場合、ラチェット保証額および基本保険金額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。

[一部解約後のラチェット保証額の計算式]

$$\text{一部解約後のラチェット保証額} = \text{一部解約前のラチェット保証額} \times \frac{(\text{積立金額} - \text{一部解約金額})}{\text{積立金額}}$$

*一部解約金額は、解約控除額を差し引く前の金額です。

※一部解約後のラチェット保証額が75万円未満となる場合、一部解約のお取り扱いはできません。

※ご契約時のラチェット保証額は、基本保険金額と同額になります。

※解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額になります。

※特別勘定年金の年金受取開始日以後、全部の解約はできませんが、一部解約はできません。

税務上のお取り扱いについては、2007年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務などの詳細については

税務署や税理士など専門家にご確認ください。



ご契約にあたって

被保険者契約年齢	0～75歳(契約日の保険年齢*1)
保険料のお取り扱い	200万円以上5億円まで*2(1万円単位)
保険料払込方法	一時払のみ
運用期間	10年 ※運用期間の短縮・延長のお取り扱いはありません。
増額	お取り扱いはありません。
告知について	医師による診査は不要です(職業告知のみ)。
保障の責任開始日	マニライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日を責任開始の日(契約日)とします。
クーリング・オフ	<p>クーリング・オフ(お申し込みの撤回・保険契約の解除)制度の対象です。</p> <p>●お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内(8日以内の消印有効)であれば、マニライフ生命本社へ書面での郵便によるお申し出により、保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除ができます(クーリング・オフ制度)*。</p> <p>*取扱代理店へお申し出をいただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。</p> <p>●保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除があった場合には、お払い込みいただいた一時払保険料相当額をお返しします。</p>
特別勘定への繰り入れ	<p>特別勘定への繰り入れは、ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に行います。</p> <p>一時払保険料の3%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を繰り入れます。</p>
契約者配当金	配当金はありません。
契約者貸付	お取り扱いはありません。

*1 被保険者契約年齢について
ご契約時の被保険者年齢は、1年未満の端数について6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げます。
例えば、50歳7ヵ月の場合は51歳となります。

*2 同一被保険者でマニライフ生命の投資型年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの保険料(基本保険金額)を通算し、5億円を超えることはできません。

アフターサービス

情報のご提供

●ご希望いただいたご契約者にご提供する情報

	レポート名	内容
積立金額が目標金額に到達した際の情報提供	目標金額到達のお知らせ	目標金額到達日、新たな目標金額など

●すべてのご契約者または年金受取人にご提供する情報

	レポート名	内容
年4回 3月、6月、9月、12月末の情報提供	四半期運用実績のお知らせ	ご契約内容、ご契約の現況など
	特別勘定の四半期運用レポート	各特別勘定の運用概況
年1回 3月末の情報提供	(特別勘定)決算のお知らせ	特別勘定の資産の内訳および運用実績など

変額年金カスタマーセンター(お客様専用)

0120-925-008

受付時間:月～金、9時～17時
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

- ①各種お問い合わせ
契約内容や各特別勘定のユニットプライスの状況などのご照会、お問い合わせの際は、変額年金カスタマーセンターにご連絡ください。
- ②各種お手続きに必要な書類請求
下記のお手続きの際は、変額年金カスタマーセンターにご連絡のうえ、必要書類をご請求ください。
 - ・目標金額の再設定
 - ・スイッチング(積立金移転)
 - ・解約、一部解約、年金、給付金の請求
 - ・契約内容変更、住所変更、改姓・改名
 - ・保険証券再発行
 - ・特約の付加 など
- ③テレフォンスイッチングサービスのご利用
お電話によりスイッチング(積立金移転)のお手続きを承ることもできます。
※詳細は、ご契約後に郵送する「マニライフ テレフォンスイッチングサービス利用規程」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.manulife.co.jp>

各特別勘定のユニットプライス照会にご利用いただけます。